

更生会社株式会社武富士
管財人 小畑英一殿
東京地方裁判所民事第8部 御中

群馬弁護士会
会長 小淵喜代治

任意整理統一基準遵守を求める意見書

第1 意見の趣旨

1. 更生会社株式会社武富士は、同社が債権者となる任意整理において、日本弁護士連合会及び各単位弁護士会が規定した債務整理に関する統一基準を遵守されたい。
2. 東京地方裁判所民事第8部は、更生会社株式会社武富士管財人に対し、同社が債権者となる任意整理において、日本弁護士連合会及び各単位弁護士会が規定した債務整理に関する統一基準を遵守するよう監督権を行使されたい。

第2 意見の理由

1. 債務者から任意整理を受任した弁護士は、従前から更生会社株式会社武富士(以下「更生会社」という。)に対し、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会などが策定した「多重債務任意整理に関する全国統一基準について」(2000年6月3日制定。以下、「統一基準」という。)に基づき、①当初の取引より全ての取引経過の開示を求めること②利息制限法の利率によって元本充当計算を行い債権額を確定すること③和解案の提示に当たっては、それまでの遅延損害金、並びに将来の利息は付加しないこと、を内容とする任意整理を行ってきた。

ところが、更生会社は平成22年10月31日に会社更生手続き開始決定がなされた後、統一基準に基づく和解を受け入れないという姿勢を示している。

2. しかしながら、弁護士が借主の代理人となる任意整理は、個人債務者再生手続や特定調停手続が導入される以前から、多重債務者の経済的破綻処理の一環として、法的整理に準じるものとして行われてきている。そしてこれまで殆ど全ての債権者に受け入れられ、法的整理である特定調停や17条決定などにおいてもこれらを尊重された取り扱いがなされてきているものである。

更生会社の姿勢は、これまで積み上げられてきたこのような本件統一基準の規範的性格を反故にするものであるといわざるを得ない。

3. 周知のとおり、平成18年に貸金業法が改正され、内閣には多重債務者対策

本部が設置されるとともに、多重債務問題改善プログラムが策定され、多重債務問題解決の取り組みがなされている。また、近年一連の過払金返還訴訟において、過払金返還を認める最高裁判決が続いている。すなわち、近年の多重債務者増加への対策とその更生は国家的課題であり、立法・行政・司法を問わず解決へ向けて努力されてきたのである。

4. このような中で、貸金業者である更生会社が再建のみを目的として、債務者の更生を損なうような会社更生手続きを遂行することは、国家的課題として解決へ向けてなされてきた努力を無視するものであり、許されるべきではない。
5. 統一基準は、これまで多年に亘り多くの弁護士が築き上げてきた債務者救済の努力の結晶である。この統一基準を無視する貸金業者が裁判所の監督下にある更生会社であることは、多重債務の解決の方策を一気に後退させることを裁判所が黙認していると評価されかねない。また、今後他の貸金業者が追随する余地を与えることになりかねず、これまで長年の努力により培ってきた多重債務問題解決の方策が水泡に帰する危険がある。そこで、更生会社においては、統一基準に則った債務整理に応じることを、更生裁判所においては、更生会社に対して統一基準を遵守するよう監督権を行使することを求める。

以上